

前文

まず、現在、“主題”(すなわち、個人データの保護)を具体的な対象とする単一の法律は存在しません。

しかし、情報通信技術省(以下、「MICT」)により、06/05/1397(2018年07月28日)付の個人情報の保全と保護に関する法案(以下、「PPPD」)が提出されており、イラン・イスラム協議会(「国会」)による審査中です。

さらに、本主題は、イラン・イスラム共和国憲法第25条をはじめ、2009年データの公開と自由なアクセスに関する法律(以下、「PFAD」)およびその規則、2003年MICTの義務および権限に関する法律、2004年電子商取引に関する法律、1996年イスラム刑法、2014年刑事訴訟法、2019年改正マネー・ローンダリング防止法およびその2020年規則などのイランの法律や規則で何らかの対応がなされてきました。

最後に、弁護士に適用される弁護士会の独立に関する法案における規制や、医療及び関連職業のギルド及び職業組合による違反行為の懲戒規制など、特定の職業に関するいくつかの規制において、顧客の秘密の開示の禁止に言及がなされています。

結論として、PPPDとPFADを除き、前述の法令は、特定のケースについて、この点に関する1つまたはいくつかの条文を設けて、主題について扱っています。例えば、電子商取引法第64条は、電子環境下における代理店や機関の営業秘密や経済秘密を違法に取得することや、第三者へ開示することに対して罰金を課しており、イスラム刑法第731条は、コンピュータや電気通信プラットフォーム、データ伝送システムに送信または保存されている秘密情報に関する行為を無許可で行う者に対する処罰規定を、同法第648条は医師や薬剤師など特定の専門家による顧客の秘密の開示に関する処罰規定を置いています。

地域	イラン・イスラム共和国
日付	2022年4月5日
法律事務所	Torossian, Avanesian and Associates
役職名、氏名	V. Torossian (Partner) Shaghig Abedi (Associate)
連絡先	Address: 17 Magnolia St., Golriz St., Ghaem Magham Farahani Ave., Tehran, Iran Email: v.torossian@taalawfirm.com s.abedi@taalawfirm.com Tel: (021) 88 84 28 43, 88 84 31 39, 88 84 31 40

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
前文、特に PFAD (現在)、PPPD (将来)に関する記述をご参照ください。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
前文、特に PFAD (現在)、PPPD (将来)に関する記述をご参照ください。
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)
前文をご参照ください。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律全てについて以下の空欄を埋めて下さい(必要に応じて回答欄を追加してください)。

名称: *PPPD (法案) - 公的分野と私的分野*

① 「個人情報」の定義	<p><i>2 条:</i></p> <p><i>A 項: 個人データ: それ自体または他のデータとの組み合わせにより、直接的または間接的に識別子を参照し、データの対象者を特定することができるデータをいいます。</i></p> <p><i>B 項: 機微(センシティブ)個人データ: データ主体の民族</i></p>
-------------	--

	的・部族的出自、政治的・宗教的・哲学的見解、遺伝的特性、健康情報などを明らかにする個人データを指します。
② 法律の適用範囲	3条:本法の対象者は、以下の通りです。 (A) :イラン国籍の自然人や公的または私的法人であり、その個人データがイラン国内または国外で処理されるかどうかにかかわらず。 (B) 個人データがイランの管理者または処理者によって処理される、外国の自然人や公的または私的法人。
③ 地理的範囲	適用される地理的範囲に関する具体的な規定はありません。

名称: PFAD (法律)-公的分野と私的分野

① 「個人情報」の定義	1条: B 項:個人情報:氏名、姓、自宅および勤務先の住所、家庭生活の状況、個人的な習慣、身体的な問題、銀行口座番号およびパスワードなどの個人に関連する情報。
② 法律の適用範囲	適用範囲に関する具体的な規定はありません。
③ 地理的範囲	適用される地理的範囲に関する具体的な規定はありません。

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。
特別な指示は、PFAD の施行規則で扱われます。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

現在のところ、イランには OECD プライバシー原則を具体化した統一的な法令が存在せず、一般に、このような原則は異なる法令に散見されるため、本項のお問い合わせには、各原則に関する法令の規定を例示して、以下のようにお答えすることとします。

(a) 収集制限の原則

PFAD の第 14 条、第 15 条、第 16 条は以下の通りです。

第 14 条:要求された情報が個人のプライバシーに関わる場合、または対象者のプライバシーを侵害することによって得られた情報であると見なされる場合、要求は

拒否されるべきである。

第 15 条 - 要求に応じることが第三者の個人情報の違法な開示につながる場合、この法律の対象となる機関(すなわち、公共および民間部門)は、以下の場合を除き、要求された情報を保留する必要がある。

A - 第三者が、自己に関する情報の開示について、明示的かつ書面により同意している場合。

B - 申請者が第三者の法定代理人または弁護士であり、その権限の範囲内で行動している場合。

C - 申請者が公的機関であり、要求された情報が、法律に基づき、その権限と義務に直接関連している場合。

第 16 条: 要求された情報を提供することが個人の生命や健康を脅かす、あるいは物質的または取引上の損失を与えることが、法的証拠に基づき、本法律の対象機関に対して証明された場合、その機関は情報を提供すべきでない。

(b) データ内容の原則

OECD ガイドラインに記載されているデータ内容の原則の趣旨から理解するところによれば、私たちの知る限り、この点に関するイランの法律上の規定は存在しません。

(c) 目的明確化の原則

マネー・ローンダリング防止法第 8 条は、「この法律を実施する目的で収集された情報および文書は、この法律に記載された目的およびその前提となる犯罪の撲滅のためのみに使用される」と規定しています。政府関係者またはその他の者による、自己または第三者のための、直接的または間接的な情報の開示または使用は禁止されており、違反者は処罰される...」と規定しています。

(d) 利用制限の原則

上記(a)のPFAD第15条。

上記(c)記載のマネー・ローンダリング防止法第 8 条。

(e) 安全保護の原則

刑事訴訟法第 669 条では、捜査または公判のために保存されたコンピュータデータの保全が必要な場合、司法当局は、当該情報を所有または管理している者に対

し、その保護を命ずることができる」と規定しています。データの毀損、滅失または改ざんのおそれがあるような緊急事態には、司法当局は保護命令を出し、最大 24 時間以内に司法当局に通知することができます。政府職員、司法官その他の者が、当該命令に従わず、保護されたデータを開示せず、または当該データが関係する者に当該命令の規定を知らせない場合、違反者は法律で定められた処罰に服するものとします。

マネー・ローンダリング防止法第 8 条は、「...政府職員またはその他の者が、直接的または間接的に、自己または第三者のために情報を開示または使用することは禁止されており、違反者は処罰される...」と定めています。

(f) 公開の原則

OECD ガイドラインに記載されている公開の原則の趣旨から理解するところによれば、私たちの知る限り、個人データに関する開発、実践、方針について公開する一般的な政策はありません。

(g) 個人参加の原則

PFAD の第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条は以下のとおりです。

第 6 条 – 個人情報へのアクセス要求は、その情報に関連する自然人またはその法定代理人のみ行うことができる。

第 7 条: 公的機関は、情報を要求する申請者に対し、その要求の理由または正当性を示すよう求める権限を有しない。

第 8 条 公的または私的機関は、情報への要求に対してできるだけ早く回答すべきであり、回答までの期間は要求を受けてから最大 10 日間を超えないものとする。この法律が批准された日から 6 ヶ月以内に、この条の施行に関する施行規則を提出し...承認しなければならない(施行規則は 2021 年 6 月 13 日に制定済み)。

第 9 条 情報へのアクセス要求に対する私的機関の回答は、書面または電子媒体によって行われなければならない。

(h) 責任の原則

OECD ガイドラインの責任原則の趣旨や OECD 原則に関する統一法が存在しないことから理解するところによれば、私たちの知る限り、当該原則を実現するための

措置を遵守する説明責任を負うべき特定のデータ管理者は存在しません。

しかし、それぞれの特定の法律において、法律の正当な実施を管理する責任を負う責任者が任命される場合があります。例えば、PFAD の第 18 条は、「情報公開と、公共サービスを提供する公的および私的機関で得られる情報への公衆によるアクセスを支援するため、情報の普及と自由なアクセスに関する委員会を設置するものとする... 情報発信に必要な実行計画を策定し、その適切な実施を監視し、情報提供のあり方に関する紛争を標準的な方法により解決し、情報公開の文化を推進し、指針を示すとともに、諮問的意見を述べるために...」と規定しています。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

 - (a) 収集制限の原則
 - (b) データ内容の原則
 - (c) 目的明確化の原則
 - (d) 利用制限の原則
 - (e) 安全保護の原則
 - (f) 公開の原則
 - (g) 個人参加の原則
 - (h) 責任の原則

OECD プライバシーガイドラインの各原則の適用除外の可能性については、法律の規定がさらに分散しています。そこで、OECD プライバシー原則の適用除外となりうる現地法の規定をイメージしていただくために、以下の 3 つの法律の例を挙げたいと思います。

- (1) PFAD の第 13 条は、「申請者の要求が機密文書または機密情報(国家機密)に関連する場合、公的機関はそのような情報を提供すべきでない。機密情報へのアクセスは、特定の法律や規則に従う。」と規定しています。

(2) PFAD の第 17 条は、「この法律の対象となる機関は、要求された情報が以下のものを害したり混乱させたりする場合、情報を提供しない義務がある。」と規定している。

a - 公共の平和と安全

b - 犯罪の予防、捜査、または犯罪者の訴追

c - 税金または法的な賦課金の監査および徴収

d - 移民の入国の監視

注 1 - 第 13 条から第 17 条までの規定(本節及び(III)(i)(a)に記載)は、環境リスク及び公衆衛生に対する脅威の存在または出現に関する情報には適用されません。

注 2 - 第 15 条及び第 16 条((III)(i)(a)に記載)の対象は、名誉毀損、公序良俗違反又はわいせつ行為の助長につながるおそれのある情報には適用されません。

(3) テロ資金調達対策法第 14 条は「マネー・ローンダリング防止法の適用を受けるすべての者は、テロ資金調達活動の疑いに関する報告書を...提出することが義務付けられている。本条に基づき関係当局に報告書を提出しようとする者は、個人的秘密の漏洩に関する罰則の対象とはならない。」と規定しています。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

私たちの知る限りでは、ありません。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

情報通信技術省(MICT)および(III)(i)(h)に記載した情報の普及と自由なアクセスに関する委員会が該当します。